

九州大学基金本部規則

平成23年度九大規則第40号
施行：平成23年10月1日
最終改正：令和3年3月25日
(令和2年度九大規則第54号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第15条の3第2項の規定に基づき、基金本部の構成その他必要な事項を定めるものとする。

(基金本部)

第2条 基金本部は、次に掲げる部局等をもって構成する。

(1) 基金事業推進室

(2) 総務部同窓生・基金課

2 基金本部に本部長を置き、総長をもって充てる。

3 本部長は、九州大学基金事業の推進に関する事項を総括する。

4 基金本部に副本部長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐する。

(顧問)

第3条 学則第15条の3第1項に規定する基金本部の目的を達成するため、基金本部に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学内外の学識経験者のうちから、本部長が指名又は委嘱する者をもって充てる。

(運営会議等)

第4条 基金本部に、基金本部会議を置く。

2 基金本部会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第5条 基金本部の運営に関する事務は、総務部同窓生・基金課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、基金本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第108号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第46号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第54号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。